計画案についての意見

2025年10月5日

北仲千里

インターネット、スマートフォン、SNS が生活の様々な面や人間関係構築に深く浸透し、また AI 技術などが発展するにつれて、それらを用いた新しいタイプの性被害や DV、ストーキングの急増が指摘され、世界各国の被害者支援現場で大きな課題となっています。これらは世界の被害者支援関係者の中では Technology-facilitated Gender-based Violence (TFGBV) または Technology-facilitated Abuse (TFA) と呼ばれています。その中には、性暴力や特に性的画像に関する被害(盗撮や拡散やディープ・フェイク) = (Image-based Sexual Violence (IBSV) も含まれますが、それ全体の一部です。

今回の計画案では、主にく「テクノロジーの進展には、そのスピードに取り残される可能性(デジタル・デバイド)や、A I のもたらし得るリスク等、負の側面」が男女共同社会の形成を阻害し得る>、として対策することと書いていて、私も基本的にその方向に賛成してきました。

ただ、そこであげられている例や対策が少し一部の問題だけになっているのが気になっています。日本ではまだ議論が少ないのでこれでもよいかとはいったん思ったのですが、やはり今後 5 年間もこの計画でいくことを考えると、もう少し書き込んだ方がよいのではないかと思い、意見を提出することにした次第です。

テクノロジー(とりわけ、AI、インターネット、SNS、スマートフォンや PC デジタルディバイス等)のもたらす 影響には、正の影響 もしくは 不可避の変化の傾向 と 負の影響があり、

「負の影響」のうち、いわゆる「ジェンダーに基づく暴力」を整理すると、世界各国の支援団体などの取組や問題提起を踏まえると、例えば、このような分類もできます(別紙1)。

それと比較すると、6 次計画案では、いわゆるネットでの誹謗中傷や性的画像の拡散などははっきり意識されているものの、DV やストーカーの被害に用いられるテクノロジーによる行動の監視による精神的な被害や追跡などの問題やその対策は、ほぼ書かれていません。(すでに取り組まれているものもあるのに)そこで、提案としては、第5分野または第6分野に、「配偶者等への暴力やストーカー事案におけるテ

クノロジーを用いた追跡や監視被害への対策を進める」のような言葉/文を追加することを提案します。

参考: このような視点で、計画案の記述を見ると・・・・抜粋

#### 第1部 基本的な方針

## 2 社会情勢の現状、予想される環境変化

- (3) テクノロジーの急速な進展・進化
- テクノロジーの進展は、・・ (中略) 男女が共にともにテクノロジーの進展に寄与し、性別にかかわらず、 誰もがその恩恵を享受できるよう、・・・・・・進めていくことが重要である。
- テクノロジーの進展のリスクにも留意する必要がある。利活用の拡大及び新技術の台頭に伴い、それらが生み出すリスクも増大している。 A I によるバイアスのある結果及び差別的な結果の出力やバイアスの再生成等のリスクを認識し、 A I リテラシー・倫理感を確保しつつ、リスクの許容性及び便益とのバラン

スを検討した上うえで、テクノロジーの開発・提供・利用を行うことが重要である。

○ 科学、保健・医療、工学、環境分野など、性差を考慮した研究開発を進めるジェンダード・イノベーションを取り入れる動きが広がってきている。

## (4) 安全・安心に影響を与える様々な要因

- 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が個人の 尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっている。また、デジタル化の進展、SN Sなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化している。
- 〇(前略) D X (デジタルトランスフォーメーション) の推進にジェンダー主流化 (を組み込むことで、女性の経済的自立につながることが期待される。

## 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等

○ 6次計画は、5次計画の取組を引き続き進めるとともに、(中略)、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、

## (1)基本的な視点及び取り組むべき事項 (関係する項目だけ抜き出し)

- ④ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進を車の両輪として進め、ジェンダード・イノベーションを推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。
- ⑤ 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。

## 第2部 政策編

#### 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

では、負の影響はこのように整理されていて

## 【基本認識】

- (1)ジェンダーの社会構造へのインパクト・・・・取り残される/格差や、新たなジェンダーの構造
- (2)技術の悪用による人権侵害(記述:ディープフェイクポルノ等)
- (3)SNS などコミュニケーションツールの普及に伴い顕在化した課題

(偏見・差別の助長、誹謗中傷等の人権侵害、SNSの利用に起因する性犯罪等の事犯等)

<施策の基本的方向と具体的取組> (以降、関係する項目だけ抜き出し)

1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用 環境の整備

## (1)施策の基本的方向

- テクノロジー進展の恩恵を誰もが享受できるよう利活用を支援する。特にデジタルスキルの活用を通じた女性デジタル人材の育成を加速化する。利活用に際しては、男女間の経済社会格差の拡大、デジタル空間における・誹謗中傷・ハラスメント等の人権侵害等、負の側面に留意し、誰もが安全に、かつ安心して利用できる環境の整備に努める。
- <u>コミュニティサイトやSNS等を通じたこども・若年層に対する性暴力を防止するため、これらのツール</u>等に着目した被害の予防・拡大防止対策を推進する。
- インターネット上の性的な暴力やハラスメントに対しては、政府及び民間事業者等の多様な関係者の協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。また、違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。

## (2) 具体的な取組

イ 安全・安心なテクノロジーの利用環境の整備

- ①デジタル分野におけるジェンダー・ギャップを解消するため、就労やキャリアアップ、起業等に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援並びにこれらを支える社会基盤・環境の整備に取り組み、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援その他の支援により後押しする。また、官民で実施している効果の高いデジタルスキル習得支援や及び就労支援などの優良事例を事例集により周知・啓発し、全国各地域への横展開を図る。(再掲)
- ②インターネット上の違法・有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(成 13 年法律第 137 (号)の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。
- ③インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、 I C Tリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害を防止するため、若年層・児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。
- ④ S N S に起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、より効果的な手法の導入を検討する。
- ⑤リベンジポルノや A I 技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、<u>事案に応じて各種法令の規定に</u> 基づきを適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。
- ⑥ インターネット上の私事性的画像記録、児童ポルノ画像や盗撮事犯に係る画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。

⑦ インターネット上に拡散した画像の削除等について相談・通報を受け付ける窓口の周知に取り組む。

# 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 【基本認識】

○ デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要がある。

## <施策の基本的方向と具体的な取組>

- 1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化
- (1)施策の基本的方向 記述無し
- (2) 具体的な取組 記述無し
- 2 性犯罪・性暴力への対策の推進
- (1)施策の基本的方向 記述無し
- (2) 具体的な取組
- ① 令和5(2023)年の性犯罪に対処するための刑事法の整備(ア(「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及びイ(「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」)の趣旨・内容の周知を徹底するとともに、性犯罪への厳正かつ適切な対処に努める。また、これらの法律の施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、アの附則において、施行後5年を経過した場合に性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えること及びその検討がより実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態についての調査を行うことが定められていることから、同附則の規定に基づく調査を着実に実施した上で検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- 3 こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進
- (1)施策の基本的方向
- 児童買春・<mark>児童ポルノ等</mark>をはじめ、こども・若年層に対する性暴力被害の予防等のための被害防止 啓発、国民意識の向上に向けた取組及び、取締りを強化する。
- (2) 具体的な取組 記述無し
- 4 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (1) 施策の基本的方向 記述無し
- (2) 具体的な取組 記述無し
- 5 ストーカー事案への対策の推進

- (1)施策の基本的方向 記述無し
- (2) 具体的な取組 記述無し
- 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- (1)施策の基本的方向 記述無し
- (2) 具体的な取組 記述無し
- 7 人身取引対策の推進
- (1)施策の基本的方向 記述無し
- (2) 具体的な取組
- ⑥ A V 出演被害について、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和 4 年法律第 78 号)の趣旨及び内容等の周知を図るとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実、広報啓発の継続的な実施、厳正な取締り等により、被害の防止及び被害者の救済を図る。
- 8 売買春への対策の推進
- (1)施策の基本的方向 記述無し
- (2) 具体的な取組 記述無し
- 9 インターネットを利用した性暴力等への対応
- (1)施策の基本的方向
- SNS等を通じた性暴力を防止するため、SNS等を含むインターネット上の被害の予防・拡大防止対策を推進する。
- インターネット上における<mark>違法な性・暴力表現の流通等を防止</mark>するとともに、関係機関等と連携した 広報啓発の推進等の適切な対応を行う。
- インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、 I C Tリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。

#### (2) 具体的な取組

- ① インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害を防止するため、若年層・児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。(再掲)
- ② SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込

<u>みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進</u>するとともに、<mark>より効果的な手法の導入を検討する</mark>。(再掲)

- ③ リベンジポルノや A I 技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令の規定 に基づきを適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。(再掲)
- ④ インターネット上の私事性的画像記録、児童ポルノ画像や盗撮事犯に係る画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。(再掲)
- ⑤ インターネット上に拡散した画像の削除等について相談・通報を受け付ける窓口の周知に取り組む。 (再掲)

別紙 1	情報の集約・把握・同期など			スマホ必携の社会システム	SNS
テクノロジー の状況	個人の行動や健康状態、貯金、購買行動、メールなど様々な情報がオンラインで統合され別のデバイスからアクセス可能で他者に集められ分析される	位置の特定や追跡ができる技術(システム、アプリ、デバイス)	スマホやショートメッセージ、メールやウェブサイトをハックできる技術 (やアプリ)、違う URL などに誘導できる技術	社会生活の中に ICT やネットへの接続、スマホを持つことが必須化され、それを前提とした社会サービスや資源が配置されている状況	ュニケーション離れ、SNS、動画
具体的被害 や問題	DV 被害者(や児童虐待被害者)への監視による束縛、追跡や、家族以外からのストーキング(追跡や、プライバシー侵害、個人に関する情報を収集するという加害行為)、預金が引き出されるなどの被害	スパイウェア、GPS、エアタグ、 友達の居場所を知るアプリな ど:監視や避難した人の場所 の追跡、ストーキング	DV 避難者の追跡、DV 被害者に成りすますことでの DV 被害中告や保護命令などの妨害、ストーキング、金銭的な詐欺	①DV で避難するシェルター等でスマホが禁止されることよる不利益、生活や精神的な被害、その後の生活支援への障壁②シェルター等支援活動の情報が漏れる	者への中傷攻撃、個人情報の 拡散、リベンジポルノ、支援者 への誹謗中傷、デマの拡散、
被害のタイプ	DV、ストーカー、児童虐待	DV, ストーカー、児童虐待	DV、ストーカー、児童虐待	DV、ストーカー	全般
取るべき対策や支援策	相談支援者などによる被害者 (被害者予備軍)への自衛 策を伝える支援(設定やアプ リ・機器選択時の注意等)← 支援機関の対応力強化	①左と同じ。②スパイウェアなどの販売の規制、③スパイウェアなどの採知の技術やその利用の支援	①と同じ。②対抗する技術開発の支援、③広報啓発	①避難時スマホ禁止する必要性についての判断の基準の導入、②代替スマホなどの提供支援、③シェルターの安全性を守るための利用者との話し合いなどの支援方法の導入	①SNS相談受付、SNSやオンラインでの支えあい支援②人権侵害や誤情報の削除・投稿の制限対策(事業者の対応+法的規制・摘発)、③正しい有益な情報のSNS拡散、正当な発信者によるSNS活用、④教育
現在日本で すでに実施し ている施策		DV 法やストーカー法で、GPS などによる追跡を保護命令 (電話禁止命令) に含める			電話以外の相談受付の推進、 DV 法保護命令で SNS コメントなど禁止

他国の取組	企業・技術者と連携した相談	技術者の協力によりシェルター	企業・技術者と連携した相談	①企業と国が連携してシェルタ	未成年の SNS 使用禁止など	
	員研修、各支援機関に専門	でスパイウェアの探知機器導入	員研修、各支援機関に専門	-に新しいスマホ寄付②デジタ	の規制	
	担当者の配置、各団体等によ		担当者の配置、各団体等によ	ルデバイスに証拠を残したりする		
	る「手引き」の作成や広報。		る「手引き」の作成や広報。	支援(アプリ開発や法執行機		
				関との連携)		

## 【特に性的画像関係や性暴力被害】

テクノロジーの状況	インターネット、SNS で <b>情報が拡散され、複数の他者と共有できる</b> 状況、拡散したら消せない(デジタルタトゥー)	スマホなどで容易に高度な画像・映像が <b>撮影できる</b> 技術の普及、画像影像がAI等で <b>修正・複製できる</b> 技術	
具体的被害や問題	性的画像(AV・児童ポルノ 含め)全般の拡散、販売、誤情報・デマ中傷、個人情報の拡散(による生活被害)	盗撮、リベンジポルノ、ディープフェイク被害、ヌードアプリ被害、個人間での容易なポルノ製造・保存、同意による画像の意図せぬ拡散	自撮り画像を送らせる、オンラインでのグルーミング(→性暴力や 監禁・殺人など)、オンラインでの詐欺(AV 強要含む)、セックス トーション、脅迫、出会いアプリを契機とした性被害、結婚詐欺、オ ンラインを通じた売買春の勧誘の拡大、悪質民泊での性被害
被害のタイプ	デジタル性被害	デジタル性被害、DV、ストーカー	性被害や詐欺被害、ストーキング
取るべき対策や支援策	①「StopNC11」のように、自分の性的画像の拡散被害を感知して消去できる技術支援(企業と支援機関) ②削除要請・その相談受付 ③法的規制(盗撮や私事性的画像以外のケースにも対応) ④広報啓発	①盗撮やその画像共有の法的規制、②ヌードアプリ等悪質アプリの法的規制、③プラットフォーム事業者のガイドライン策定や検出・削除活動の推進の後押しや支援機関との情報共有協力、④AI を視野にいれた法的規制、⑤専門相談窓口、⑥広報啓発	①法的規制、②相談支援の強化(専門相談、警察での相談)、③広報啓発、④事業者との連携(民泊含む)
現在日本ですでに 実施している施策	民間団体による相談・削除要請支援	「性的姿態等撮影罪」「私事性的画像」「児童 ポルノ」 規制・摘発	面会要求等罪(刑法 182 条 3 項)や詐欺などの警察対応、「生命の安全教育」
他国の取組	(事業者のガイドライン:子どもの性的 画像の禁止、同意しない性的画像の削 除)	専門相談窓口設置、削除できる法制度の導入	未成年の SNS 禁止などの法的規制